

◎健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法案新旧対照表
 ○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）（附則第四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一七の四 〔略〕</p> <p>一七の五 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成三十年法律第 号）第九条第一項に規定する循環器病対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>一八 一〇一 〔略〕</p> <p>二・三 〔略〕</p> <p>（設置）</p> <p>第六条 〔略〕</p> <p>二 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>アレルギー疾患対策推進協議会</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一七の四 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>一八 一〇一 〔略〕</p> <p>二・三 〔略〕</p> <p>（設置）</p> <p>第六条 〔略〕</p> <p>二 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>アレルギー疾患対策推進協議会</p>

循環器病対策推進協議会

〔略〕

(アレルギー疾患対策推進協議会)

第十一条の四 〔略〕

(循環器病対策推進協議会)

第十一条の五 循環器病対策推進協議会については、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

〔新設〕

〔略〕

(アレルギー疾患対策推進協議会)

第十一条の四 〔略〕

〔新設〕